⑵　患畜又は殺処分の対象となった疑似患畜に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び豚等が接近しない場所に限る。）において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、動物衛生課と協議の上、焼却、化製処理又は消毒を行う。また、汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野生いのししを含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管する。

①　精液等（ただし、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

②　豚等の排せつ物等

③　敷料

④　飼料

⑤　その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品

⑶　やむを得ず汚染物品を発生農場から移動させる必要がある場合には、動物衛生課と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、次の措置に準じた措置を講ずる。

①　原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらがない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。

②　積込み前後に車両表面全体を消毒する。

③　原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

④　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

⑤　移動経過を記録し、保管する。

⑷　焼却、化製処理又は消毒を行う施設において、病原体拡散防止措置を講じるとともに、次の措置を講ずる。

①　焼却施設等の出入口で運搬車両の消毒を行う。

②　運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。

③　汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。

④　汚染物品の焼却、化製処理又は消毒工程への投入完了後直ちに、運搬物を積み下ろした場所から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

⑸　第２－２の２の⑷に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、汚染物品の処理を行う。

５　畜舎等の消毒（法第25条）

家畜防疫員は、患畜及び疑似患畜が確認された農場の豚等の所有者に対し、患畜又は殺処分の対象となった疑似患畜の所在した畜舎等の消毒を指示する。当該所有者による迅速かつ適切な消毒が困難であると認められる場合においては、法第25条第３項に基づき、家畜防疫員が消毒を実施する。

消毒の実施に当たっては、と殺及び殺処分の終了後、規則第30条の基準に従い、１週間間隔で３回以上実施する。

消毒は、高温蒸気、次亜塩素酸ナトリウム液、アルカリ液、逆性石けん液等を用いて行う。

第２－２の２の⑷に基づき事前に対応計画を策定した農場にあっては、当該計画に沿って、畜舎等の消毒を行う。

６　畜舎等における殺鼠剤等の散布等

病原体拡散防止措置として、と殺及び殺処分の終了後、畜舎の清掃及び消毒を実施する際に、ねずみ等の捕獲のための粘着シートの設置や駆除のための殺鼠剤等の散布等を行う。